

## 平成 30 年度(2018 年度) 第 3 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 30 年 12 月 25 日(火曜日)  
午後 3 時 30 分 開会 午後 4 時 10 分 閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

### ●出席した委員

会 長	増 田 昇 氏	委 員	神田 隆生 氏
委 員	弘本 由香里氏	委 員	武智 秀生 氏
委 員	藤井 初雄 氏	委 員	中井 博幸 氏
委 員	松出 末生 氏	委 員	佐茂 仁士 氏
委 員	今木 晋一 氏	委 員	板橋 徹 氏
委 員	岡沢 聡 氏	委 員	山蔭 富美代氏
委 員	川上 加津子氏		

委員 13 名 出席

### ●審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

案件 2 北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

### ●事務局（東村）

それでは、平成 30 年度第 3 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

はじめに、マイク操作の確認をさせていただきます。録音とこのマイク操作が連動しております。後の議事録作成にも影響がございますので、よろしくお願いいたします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次に発言される方がご自身の前の青いボタンを押していただきますと、先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れますのでよろしくお願いいたします。なお、会議

の進行をしていただきます議長のマイクは、常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは増田会長、お願いいたします。

### ●増田会長

皆さんこんにちは。年末のお忙しいなか、長らくお待たせして申し訳ございませんでした。地下鉄御堂筋線の車両故障で 30～40 分止まってしまったものですから、お許しいただければと思います。

それでは、始めたいと思いますけれども、皆さま方におかれましては、常日頃から、公私にわたりましてご多忙のところ、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また平素は審議会の運営に対しまして、格段のご支援、ご協力を賜り、重ね

て厚くお礼申し上げます。

それでは、平成30年度第3回箕面市都市計画審議会を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではまず、事務局より所定の報告をお願いします。

●事務局（東村）

定足数の確認について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、委員18名中13名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものです。

なお、加我委員、木多委員、滝口委員、伊藤委員より欠席する旨のご連絡がありました。また、土井委員は追って来られるものと思ひます。以上でございます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

本日の案件ですけれども、付議案件が2件ございます。審議はほぼ1時間程度かかるかと思ひますので、よろしくご協力のほどお願ひしたいと思ひます。

それでは、案件1「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。この案件は付議案件でございます。

それでは市より説明をお願ひしたいと思ひます。

案件1 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について 【付議】

●市（公園緑地室 鯉江）

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまご説明のございました案件1、生産緑地地区の変更につきまして、何かご

意見、若しくはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

毎年、肅々とやってきておりますし、4月に規模要件が300㎡に引き下げられたということでございます。

よろしいでしょうか。

はい、それでは、お諮りをさせていただきたいと思ひます。

案件1、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決いたしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

はい、ありがとうございます。異議がないようでございます。本審議会に付議されました北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきましては、原案どおり議決されたものといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、案件2「北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更について」を議題としたいと思います。これも付議案件でございます。

案件について、市より説明をお願ひしたいと思ひます。

案件2 北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更について  
【付議】

●市（まちづくり政策室 東村）

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました案件2、地区計画の変更ですけれども、内容に関しまして、ご質問、若しくはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

ひとつ、先ほど断面図を示してご説明いただいたんですが、審議会が終わってから結構ですので、コピーをいただきたい。皆さんにもお配りいただけたらと思います。

それから、2-13のところ、変更理由の①「周辺の土地利用に影響する事態が発生するため」とは、どのような事態なのかということと、変更理由の②のところ「制限が設定されているが、その一定区間に高架構造物が築造されることになり、壁面後退の必要がなくなる」というのはどういう意味なのかということ、また「高架下の有効活用への影響が懸念される」というのはどういうことか、この3点をご説明いただきたい。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

ご質問が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

みどりまちづくり部まちづくり政策室の松政です。よろしくお願ひします。

<断面図を使い説明>

まず1点目の質問で「周辺の土地利用に影響する事態が発生する」というのがどういった事態を想定しているか、ということですが、断面図のいちばん右側の②のライン、今のルールのままですと、この②のラインから1.5m以上後退するルールになっています。この②のラインの右側には、駅ビルができる予定になっています。そうしますと、駅と駅ビルが離れてしまうというようなことが発生するようなことも含めて、土地利用に影響する事態が発生するというのが1点目です。

2つ目の「一定区間に高架構造物が築造されることになり、壁面後退の必要がなくなる」ということにつきましては、③のラインのところ、今のルールのまま

ですと、この③のラインから1.5m、1階部分2m以上の壁面後退が発生しますが、③のラインに沿って高架構造物ができてしまいますので、壁面後退の必要性がなくなるということです。

3つ目「高架下の有効活用への影響」ですが、③のラインから壁面後退が発生した場合、高架下に想定している店舗についても壁面後退することになり、床面積への影響がありますし、高架の柱面に壁面が揃わないということもありますので、そういったことも含めて、懸念があるので今回、ルールを変えようということです。

ちなみに、店舗が前に出てくる可能性については、③のラインの左側は御堂筋線の道路区域になりますので、壁面後退のルールをなくしたからといって、高架下の店舗が御堂筋線側に出てくることはありません。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、お諮りをしたいと思います。

案件2、北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決いたしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

はい、ありがとうございます。異議なしの声でございます。したがって、本審議会に付議されました北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更につきましては、原案どおり議決されたものといたします。

どうもありがとうございました。

本日の案件は、付議案件2件でこまめでとなりますが、「3. その他」という

ことで、事務局から何かご報告がございますでしょうか。いかがでしょうか。

●事務局（東村）

市から生産緑地制度についての報告がございます。

●増田会長

はい、それではよろしく申し上げます。

●市（公園緑地室 森室長）

みどりまちづくり部公園緑地室の森と申します。よろしく申し上げます。

特定生産緑地への移行のスケジュール案について本日、お手元に配付させていただいております。

生産緑地法が改正になりまして、特定生産緑地についての制度が新たにできました。現行の生産緑地制度は平成4年にスタートしていますが、一定、30年間継続するというようになっております。その30年が平成34年に期を迎えることとなります。それにつきまして、国は新たに指定後30年を迎える所有者に継続して10年間、引き続き特定生産緑地という形で指定していく制度を設けています。この制度について、今後の市の動きをご報告させていただきたく、スケジュールを書かせていただきました。

平成31年度になりましたら、広報紙、市ホームページでお知らせをしていきます。6月に入りましたら、対象者の方200人強おられますが、ダイレクトメールで制度案内をしながら、特定生産緑地への移行手続きの説明会、相談会を開きたいと考えております。

31年、32年にかけてまして、生産緑地の所有者の方と個別相談を実施し、指定意向の確認及び同意書取得を行っていきたくと考えています。

その後、33年に都市計画審議会に諮問させていただき、告示をしていきたくと考えています。

スムーズな移行ができるように、また、多くの方に引き続き生産緑地を継続していただきたくと考えています。

説明は以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。この審議会でも特定生産緑地への移行について、早く周知をしてくださいとお願いしていたと思いますが、今、ご説明いただいたような形で、31年度から説明会を実施し、同意書の取得という形へ進んで行くという説明ですが、いかがでしょうか。

何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、31年、32年と指定に向けて、普及啓発をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

他、何かよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、これももちまして、本日の案件、すべて終了したかと思えます。

本日は年末のお忙しいなか、30分もお待たせをいたしまして、心からお詫びを申し上げたいと思えます。

それでは、本年の審議はこれで終了いたしたいと思えます。

どうもありがとうございます。